

社長のためのお勉強

平成 29 年 9 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

定期同額給与の改正

平成 29 年度改正により定期同額給与の範囲が拡大されました。
 これまでは、毎月の給与の「額面金額」が同額でなければ損金不算入とされていましたが、改正後は給与の「手取り金額」が同額の場合でも定期同額給与として損金算入が認められます。

| 支給時期 | 額面金額 | 手取り金額 |
|--------------|----------|--------|
| 平成 29 年 4 月 | 64 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 5 月 | 64 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 6 月 | 64.5 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 7 月 | 64.5 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 8 月 | 64.5 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 9 月 | 64.5 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 10 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 11 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 平成 29 年 12 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 平成 30 年 1 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 平成 30 年 2 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 平成 30 年 3 月 | 64.8 万円 | 50 万円 |
| 合計 | 774.8 万円 | 600 万円 |

←住民税の税額変更

←社会保険料の変更

↑
全額損金算入